

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

石狩森林管理署長 武田 祐介 殿

（入札者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥

ただし、「令和8年度 1176い2林小班危険木処理業務」の代金
内訳及び項目別単価は別紙のとおり

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び現場説明事項を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名 令和8年度 1176い2林小班危険木処理業務
- 3 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任支出負担行為担当官

石狩森林管理署長 武田 祐介 殿

請 書

令和8年 月 日

分任支出負担行為担当官
石狩森林管理署長 武田 祐介 殿

請負人

住所

氏名

- 1 業 務 名 1 1 7 6 い 2 林小班危険木処理業務
- 2 履行場所 石狩森林管理署 1 1 7 6 い 2 林小班
- 3 業務内容 別紙内訳書及び仕様書のとおり
- 4 請負金額 金 円也 (うち消費税及び地方消費税額 円)
- 5 履行期間 着手 令和8年 月 日
完成 令和8年10月 16日
- 6 契約保証金 免除

上記の業務を実施するに当たっては、次の事項を遵守の上、誠実に履行いたします。

条 項

- 第1条 業務の実施に当たっては、別紙内訳書及び仕様書により実施するほか監督職員の指示に従うものとします。
- 第2条 業務の着手前に工程表を作成して提出します。
2 業務の着手に当たっては、着手届並びにその他注文者の必要とする書類については、所定の様式により提出します。
- 第3条 業務に使用する機械等は、別紙内訳書のとおりとし、変更がある場合は監督職員に通知し承諾を受けた上、使用します。
- 第4条 完成期限までに完成しないときは、完成期限の翌日から起算して遅延日数1日につき、請負金額に対し年利5.0%の割合で計算した額を延滞違約金として納めます。
ただし、請負人の責に帰すべき事由によらない場合にはこの限りではない。
- 第5条 天災、不可抗力その他の事由により期限内に業務を完成することができないときは、期限の延長を出願することがあります。
- 第6条 作業中に発生した損害は、すべて請負人の負担とします。
ただし、注文者の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。
2 不可抗力による重大な損害は、注文者と協議するものとします。
- 第7条 業務が完成したときは完成届を提出し、貴官の完成検査を受け引渡しするものとし、仕様等に適合しない場合は、手直しを実施し再検査を受けます。
この場合、完成期限の翌日から再業務完成の日数については、第4条の遅延違約金を納めます。
- 第8条 請負代金は、完成検査合格後に支払請求書を提出しますので、30日以内に口座振込願います。
2 支払遅延の場合には、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条第1項の規定による財務大臣の決定する率の割合で遅延利息を申し受けます。
- 第9条 この契約において、次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても不服は申しません。この場合において、当方が損害を破ることがあっても異議は申し立てません。
(1) この契約に違反し、又は正当な理由が無く義務を履行しないと認められる場合。
(2) この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合。
(3) 破産の宣告を受けた場合、又はそのおそれがあると認められる場合。
(4) 当方からの契約の解除を申し出た場合。
- 第10条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴官の請求により納付します。
ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合にはこの契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には、違約金を免除されるよう承認願います。
- 第11条 この契約により生ずる権利及び義務は、貴官の承認を得なければ第三者に譲渡若しくは承認しません。
- 第12条 この契約によって当方が納付する遅延金及び違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺又は別に徴収されても異存ありません。
- 第13条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。

仕 様 書

1. 業 務 名 1 1 7 6い 2 林小班危険木処理業務
2. 業務場所 札幌市南区常盤 石狩森林管理署 1 1 7 6い 2 林小班
(別添位置図のとおり)

3. 業務内容

札幌市南区常盤 1 1 7 6い 2 林小班における、危険木の伐採処理。

【実行箇所 詳細図のとおり】

危険木はマツ 2 本

① 根本径約 3 6 cm、樹高約 1 7 m。

② 根本径約 3 8 cm、樹高 1 7 m。

該当木の状態は、該当木下方に小川がながれており、傾斜約 3 0 度の斜面途中に存在し、根本部の崩れなどにより倒れ、向かいに面した建物を損壊させる可能性が高まってきている状態である。

【実行内容】

- ① 実行にあたり根際で伐倒すると直下にある番屋に直撃する恐れがあることから、伐採にあたっては重機等による転落防止措置をしながら伐採するのが適当である。
- ② 現地確認のうえ、民有地に枝等を極力残さない作業方法とすること。
- ③ 作業の実施にあたっては、周辺の建物及び工作物、樹木等に損傷を与えない作業方法を採用するとともに、国有林へ伐採木、枝を存置する場合は転落等が生じないように十分配慮すること。
なお、作業実施の結果、作業内容に差違が生じた場合は、甲乙協議のうえ取扱いを決定する。
- ④ 処理後の幹・枝条等は玉切り等の処理を行ったうえ、指定の場所（運搬距離 1.1km）まで運搬し国有林へまとめて存置すること。また存置した枝条等が大雨や降雪等により散逸しないように安定させること。
- ⑤ 一般道の通行に支障がある場合は誘導員の配置を実施すること。
- ⑥ 請負者は契約条項第 1 条に基づき本業務にあたっては安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
また、事業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法

令に基づく措置を常に講じておくこと。

- ⑦ 作業着手前に隣接地管理者に作業の日程及び内容を通知するとともに、作業現場に作業関係者以外の者が近づかないよう措置すること。
- ⑧ 作業開始前には、監督職員と調整を図り作業に当たるとともに、作業終了時には、それぞれ施工前・施工中・施工後の写真を撮影し提出すること。
- ⑨ 境界見出板がついている木の処理がある場合は、監督職員の指示に従うこと。
- ⑩ この業務に係る諸手続及びその費用は請負者の負担とする。
- ⑪ 業務を行うにあたりその他疑義が生じたときは、請負者は監督職員の指示を受け、これに従うこと。

4. 履行期間 令和8年10月16日（金）まで

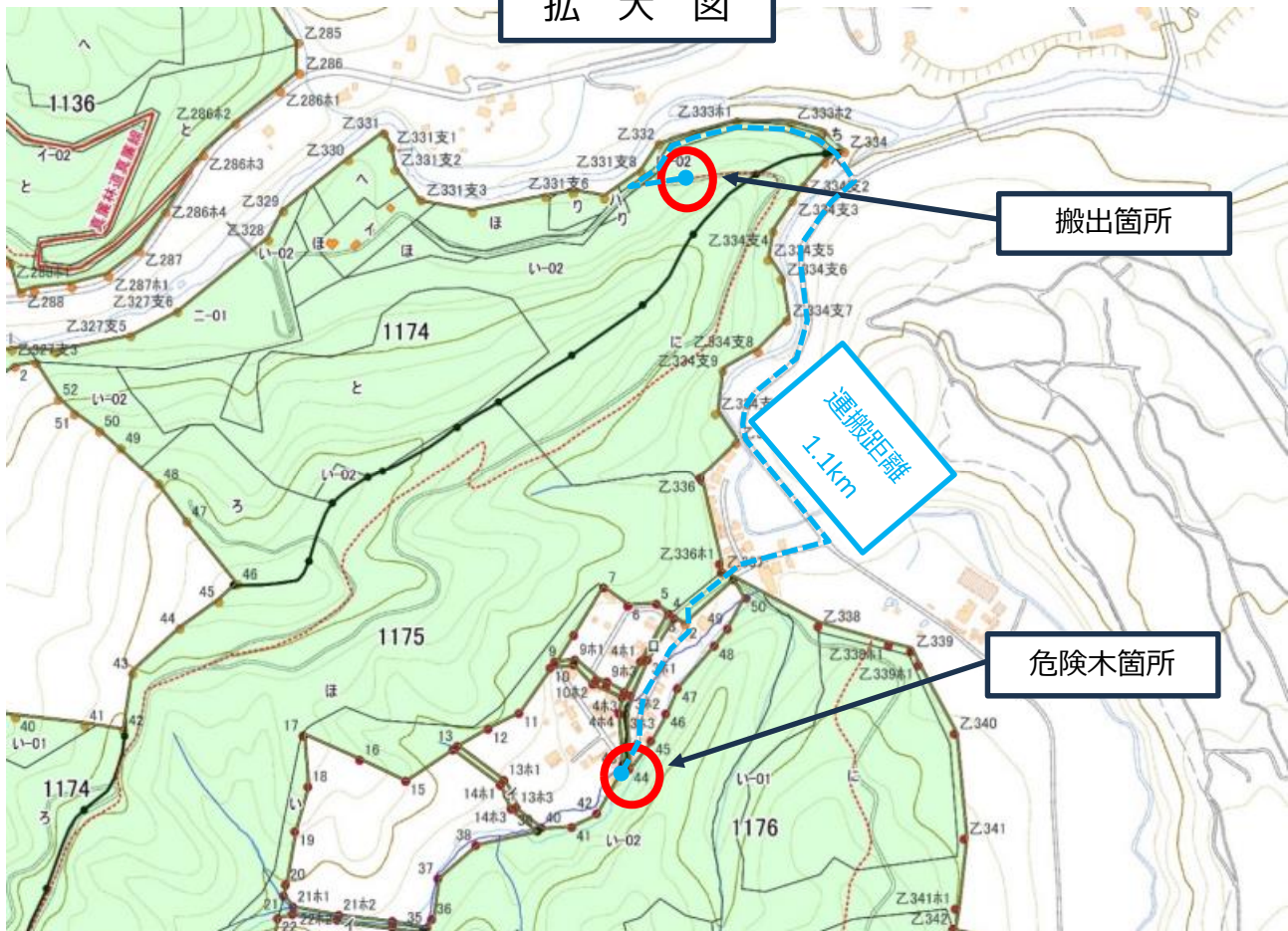
内 訳 書

[illegible]

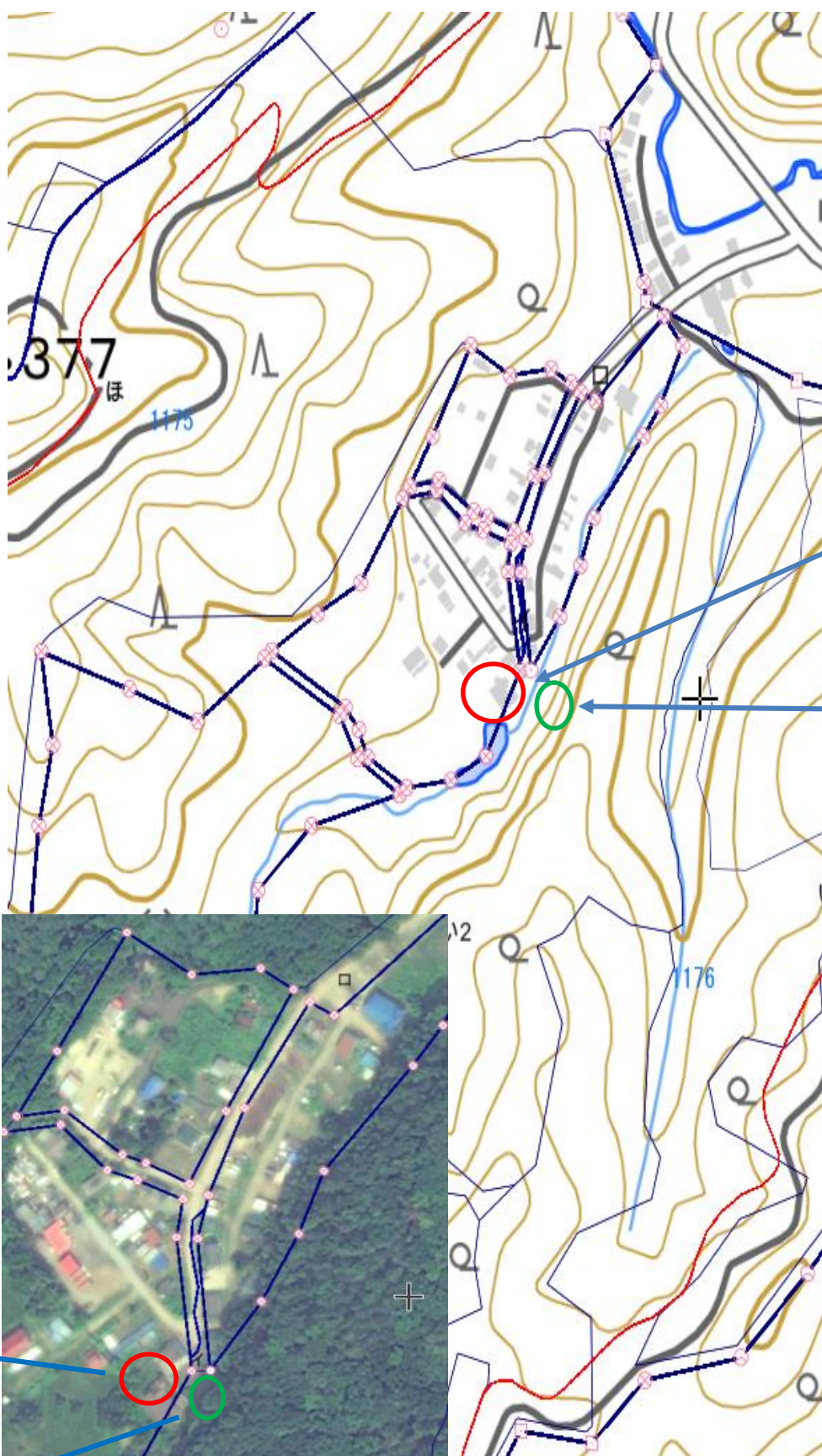
位置図



拡大図



詳細図



米田宅

危険木

全景

危険木
マツ2本

国有林

個人 宅

境界線



沢の様子

境界標



根元の状況

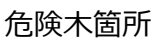
胸高直径 38 cm

胸高直径 36 cm



危険木箇所から1.1km

危険木運搬箇所



奥常盤4号作業道に入って200m地点、カーブした箇所の内側、ピンクテープをたらしてある

